

馬淵川上流を特定都市河川に指定しました

河川課

1 流域治水の取組

近年、全国各地で豪雨等による水災害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。



流域治水イメージ図（国交省HPより）



令和4年8月豪雨（一戸町向町）

2 特定都市河川とは

「流域治水」の取り組みの一つとして、個別補助事業化による河川整備などのハード対策の加速化に加え、雨水流出の増加抑制対策や土地利用規制等により、流域の安全・安心の確保に取り組む河川です。

本県では、葛巻町及び一戸町等を流下する馬淵川上流について、令和7年10月17日に県内で初となる「特定都市河川」に指定しました。

- 一級河川 馬淵川上流（まべちがわ）
- 一級河川 ニツ石川（ふたついがわ）
- 一級河川 小井田川（こいだがわ）
- 一級河川 女鹿川（めががわ）
- 一級河川 平糠川（ひらぬかがわ）
- 一級河川 小繋川（こつなぎがわ）
- 一級河川 宇別川（うべつがわ）
- 一級河川 山形川（やまがたがわ）
- 一級河川 元町川（もとまちがわ）



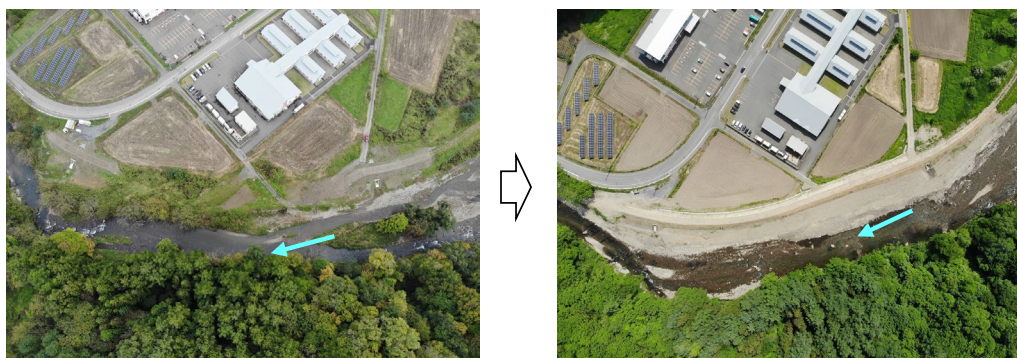
指定河川及び指定流域図

3 指定後の取組と期待される効果等

今後、河川管理者、流域の市町の長（二戸市、葛巻町、岩手町、一戸町）等からなる法定協議会「流域水害対策協議会」を組織し、河川改修等のハード整備に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための「流域水害対策計画」の検討に着手します。



馬淵川 一戸町本町地区河川改修

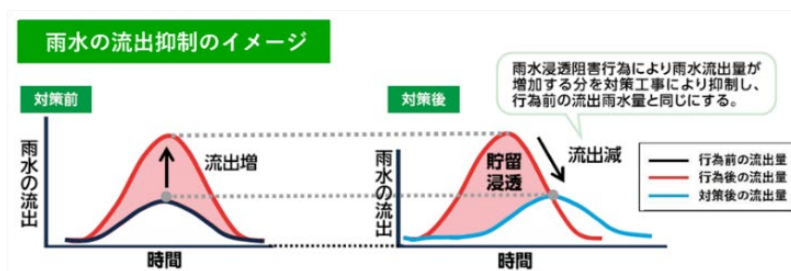
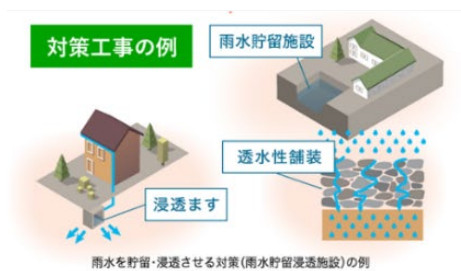


馬淵川 葛巻町打田子地区河川改修

併せて、流域の貯留・浸透機能の維持を目的として、流域内において田畑など締め固められていない土地で行う1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）には、県知事の許可が必要となり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。（公共事業も対象になりますので事前に相談願います）

雨水浸透阻害行為の例

雨水浸透阻害行為とは現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為



開発により流出する雨水量が増 → 対策工事により水を溜める → 流れ込む河川の水位に影響 → 時間をかけて河川に流す